

令和3年8月20日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構  
会 長 小 磯 修 二

上川・留萌地域『マイナス9.9%だからこそチャレンジできる、今こそ留萌！アフターコロナ OTA 事業』  
委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記の通り企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

上川・留萌地域

『マイナス9.9%だからこそチャレンジできる、今こそ留萌！アフターコロナ OTA 事業』

2. 事業目的

留萌管内では離島観光や農水産業に絡めた体験メニュー、かつてニシン漁で栄えた文化資源など魅力的な資源はあるものの、道内他地域に比べ圧倒的に知名度が不足しており、訪日外国人宿泊人数も非常に限られた人数で推移してきた状況である。

また、そのような状況で外国人観光客を呼び込む環境整備も整っておらず、地域としても環境整備ができる意識醸成ができていない現状でもある。

外国人観光客を呼び込むためにOTA等を介し実際に商品を販売することで地域に誘客できる状況を整えると同時に、地域の認知度を高めて訪日旅行の選択肢として選んで貰える仕組みを整える。

地域の観光資源を活かした観光商品を造成するとともにアジア地域で販売力のあるOTAに掲載することで海外からの誘客を促進し、地域の知名度の向上と外国人観光客の増加を図る。

3. 実施期間 契約締結日～令和4年3月10日（木）

4. 委託事業者向け事業説明会

本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の観点から開催しません。質疑については、本日より3営業日後の15:00までメールで個別相談を受け付けます。回答については全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し、参加表明期限日以降に速やかに送信します。

以上

担当：北海道観光振興機構 地域支援本部  
広域観光部 二村  
電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064  
E-Mail：s\_nimura@visithkd.or.jp

上川・留萌地域『マイナス99.9%だからこそチャレンジできる、今こそ留萌！アフターコロナ OTA 事業』  
企画提案指示書

公益社団法人 北海道観光振興機構

1. 事業目的

留萌管内では離島観光や農水産業に絡めた体験メニュー、かつてニシン漁で栄えた文化資源など魅力的な資源はあるものの、道内他地域に比べ圧倒的に知名度が不足しており、訪日外国人宿泊人数も非常に限られた人数で推移してきた状況である。

また、そのような状況で外国人観光客を呼び込む環境整備も整っておらず、地域としても環境整備ができる意識醸成ができていない現状でもある。

外国人観光客を呼び込むためにOTA等を介し実際に商品を販売することで地域に誘客できる状況を整えるとともに、地域の認知度を高めて訪日旅行の選択肢として選んで貰える仕組みを整える。

地域の観光資源を活かした観光商品を造成するとともにアジア地域で販売力のあるOTAに掲載することで海外からの誘客を促進し、地域の知名度の向上と外国人観光客の増加を図る。

2. 事業対象地域

留萌市、増毛町、小平町、羽幌町

3. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下、「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

4. 企画提案応募条件等

(1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む。）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムは構成員の中で1者以上、単体企業等は自らが必ず旅行業法に基づく旅行業者の登録を受けていること。

(3) コンソーシアムの構成員、単体企業等は、次の要件を全て満たしていること。

① 北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。

④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること

⑤ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑥ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

⑦ コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。

(4) コンソーシアムにおいては、(3)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

- ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
- ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

## 5. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約とする。

※ 企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

## 6. 委託期間及び業務スケジュール

### (1) 委託期間

契約締結日～令和4年3月10日（予定）

### (2) 業務スケジュール

令和3年8月20日（金）	企画提案募集の公示・企画提案指示書、資料の配布開始。
令和3年8月27日（金） 17:00	企画提案参加表明締切。
令和3年9月10日（金） 15:00	企画提案書の提出期限。
令和3年9月中旬～下旬	企画提案の審査、委託事業者決定。
令和3年9月中旬～下旬	決定委託事業者による地域説明実施後に契約締結・業務開始。
令和4年3月10日（木） 予定	全事業終了、事業報告書作成提出、精算。

※本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の観点から開催しません。質疑については、本日より3営業日後の15:00までメールで個別相談を受け付けます。回答については全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し、参加表明期限日以降に速やかに送信します。

## 7. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

(1) 表明期限：令和3年8月27日（金） 17:00

(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 地域支援本部広域観光部（担当：二村）

TEL 011-231-2900 Email: s\_nimura@visithkd.or.jp

(3) 表明方法：メールにて行うこと（様式は任意、メール本文で可）。

## 8. 委託業務内容

事業内容について対象となる地域への※ヒアリング等を実施し、地域の意向を十分に踏まえた上で、下記に例示する業務を基本とした事業を実施すること。また、新型コロナウイルス感染症の状況に十分配慮することとし、地域の意向を踏まえた上で柔軟に対応することとする。なお、事業効果を高めるものとして独自に提案する業務を付加することも可能とする。また、本事業は観光庁の「令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用して実施するものであることから、本指示書及び「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱」に基づき実施するものとする。

※【地域連絡先】留萌振興局 商工労働観光課 小泉 憲太郎 TEL. 0164-42-8768

《ターゲット市場：台湾・香港・マレーシア・シンガポール》

《ターゲット属性：体験観光（農水産関係体験、バードウォッチング）に興味がある層、個人手配、マイナーな地域に興味がある日本旅行経験者》

## (1) 滞在コンテンツ造成

【対応言語：中国語、英語（案内・説明文のみ対応）】

- ① 地域から商品化可能、あるいは商品化を検討したい観光素材の収集
- ② 収集した観光素材から商品の造成を検討（ターゲットへの訴求力の高い／低いコンテンツの検証・調整、ターゲットのニーズに合わせたコース案の調整など）・WSの開催（2回）
- ③ 旅行商品造成について専門家を招へいし、商品内容の精査・誘客手法の検討などを実施
- ④ 検討した旅行商品案について地域と調整、対応可能な形を検討・調整
- ⑤ 調整した商品についてターゲット市場 OTA やターゲット市場 OTA の日本支社、日本国内のランドオペレーター等とオンラインによる商談・説明を実施
- ⑥ 調整した商品のOTA掲載（販売可能なものから順次販売）・販売促進の実施

【活用する地域資源（例）】

- ・離島（天売島・焼尻島）を活用した体験（シーカヤック、星空鑑賞、バードウォッチング など）
- ・農水産業や地域独特の観光資源（漁船クルーズ、フルーツ狩り、磯カニ釣り体験、浜焼き体験、おびら太鼓体験、化石掘り体験 など）

## (2) 受入環境整備

地域住民・地域事業者を対象とする初級者向けセミナー、事業者向けセミナーを各1回実施することで、地域における外国人観光客受入の意識を高めるとともに、外国人観光客を呼び込むために必要なことや意識啓発を進める場を作る。

## (3) 旅行商品流通環境整備

ターゲット市場においてオンラインによる販売システム（旅ナカに特化したアクティビティ販売専門サイト）を有する OTA 等と連携し、FIT を見据え造成したコンテンツを、サイトに商品として掲載・販売し誘客促進を図る。

## (4) 目標と成果指標

### ① 滞在コンテンツ造成

【アウトプット】

1. OTA 造成専門家招請 2 名、商品造成に係る WS 2 回

【アウトカム】

1. 造成された新規コンテンツへの参加人数 30 人 2022 年 3 月時点
2. OTA において掲載しているホームページの閲覧数 300 件 2022 年 3 月時点

### ② 受入環境整備

【アウトプット】

1. 初心者向けセミナー1回、事業者向けセミナー1回実施

【アウトカム】

1. セミナーをきっかけにインバウンド受け入れを新たに決定する事業者数 6 社

2022年3月時点

2. 滞在コンテンツ造成事業と同様（コンテンツ造成事業におけるコンテンツ造成を行うため、受入環境の整備としてセミナー実施するため）下記2件を共通アウトカムとする。

① 造成された新規コンテンツへの参加人数 30人 2022年3月時点

② OTAにおいて掲載しているホームページの閲覧数 300件 2022年3月時点

③ 旅行商品流通環境整備

【アウトプット】

1. OTA商品掲載数 10件 2022年3月時点

【アウトカム】

1. 造成された新規コンテンツへの参加人数 30人 2022年3月時点

2. OTAにおいて掲載しているホームページの閲覧数 300件 2022年3月時点

(5) 事業実施報告書の提出

受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等についてまとめた報告書を作成し、紙、及び電子データにて提出すること。

(6) 民間とのタイアップ

民間企業との協力・支援内容について提案すること。

(7) 遵守するガイドライン

本事業は新たな旅のスタイルの基本対応を満たす事とする。

- ① マスクの着用
- ② 身体的距離の確保(2メートルを目安)
- ③ 外気の取り入れまたはこまめな換気(30分おき程度)
- ④ 手洗い・消毒の実施(外から施設への入室時等)
- ⑤ 旅行客が触れる箇所の定期的な消毒
- ⑥ スタッフは朝、出勤時に検温を行い、発熱や風邪の症状等がある場合は出勤を取りやめる

※本事業に係る独自の感染症対策

- ・ 招請事業実施の際は、移動時車内での換気や手洗いの徹底。
- ・ 宿泊に利用するホテルは、感染症対策ガイドラインを遵守しているホテルを使用。
- ・ 移動時間を含め常時マスク着用、手指用アルコール消毒液とアルコール除菌シートでこまめな消毒・除菌を実施。
- ・ 食事処では席の間隔を十分にとる・食べている時以外のマスク着用の徹底などにより感染防止に努める。
- ・ セミナーは北海道スタイルに基づいた実施またはオンライン開催とし、北海道スタイルに基づいた開催の場合、消毒液の設置、マスクの着用、適切な距離の確保、30分おきを目安とした換気、マイクや机等の消毒などに留意する。

9. 予算上限額

3,600千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、一部事業の中止や見直し、金額の変更等を行う場合がある。

10. 企画提案書及び見積り依頼内容

企画提案書作成にあたっては、提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同種、且つ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお、観光機構発注の実績については記載を要しない。

## (2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

## (3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

## (4) 見積書

①費用項目の明細を記載すること。

※例：人件費、交通費、宿泊経費、通訳費、体験料経費、保険費、コーディネート費等

②日本円での記載を原則とすること。

## 11. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版とする。ただし、A4による掲載が困難な場合はA3折込による掲載を可能とする。
- (2) 企画提案書は事業者名や従事者名を記載したもの、これらを記載しないものの2種類作成すること。
- (3) 企画提案書の冒頭に全体構成を記載すること。
- (4) 媒体の提案などにおいてA案・B案等、複数の案を記載している提案は審査対象外とする。
- (5) 本事業以外の費目を要する提案は行わないこと。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された企画提案書は返却しない。
- (8) 企画提案にあたっては、地域に対してヒアリングを実施する等、地域の現状や意向を十分に踏まえた企画提案を行うこと。

## 12. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 8部（事業者名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部）

(2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構

地域支援本部 広域観光部（担当：二村）

TEL 011-231-2900 Email : s\_nimura@visithkd.or.jp

(3) 提出期限 令和3年9月10日（金） 15:00

(4) 提出方法 持参または郵送による。

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

※提出の企画提案書は期日までに別途データでも提出すること。電子メール、ROM等の記録媒体など手法は問わない。なお、電子データのみでの納品は認めない。（電子データで納品する企画提案書については事業者名、氏名等を記載しないもののみでも可）

## 13. 企画提案に関する審査

企画提案についての審査方法は下記のとおりとする。

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、且つ提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする。
- (2) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。
- (3) 審査は審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する。
- (4) プレゼンテーションの日時及び場所は、別途審査対象者に通知する。

- (5) プレゼンテーションに参加できない場合は、棄権とみなす。
- (6) プレゼンテーション時の追加資料の配布については認めない。
- (7) プレゼンテーション用の機器類を使用する場合は、事前に申し出を行った上で審査対象者が準備・設置するものとする。なお、審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない。
- (8) プレゼンテーション会場に入ることが出来るのは、3名までとする。  
\*なお新型コロナウイルス感染状況を鑑みて、ZOOM システムを用いての遠隔での審査会の開催。もしくはプレゼンテーションを実施せず、書面審査をもって受託者選定とする場合もある。その際は速やかに審査対象者に連絡する。

#### 14. 企画提案の評価基準

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性  
提案内容が地域の現状や課題を的確に捉え、かつ地域の意向を踏まえたものとなっているか。また、本事業の目的に合致するものとなっているか。
- (2) 実現性  
提案内容に具体性があり、かつ全体の計画が実現可能なものとなっているか。
- (3) 業務遂行能力  
提案内容を含め、本事業を遂行するに足る能力、組織体制、人員が整っているか。
- (4) 経済合理性  
費用対効果が高い提案となっているか。

#### 15. 業務上の留意事項

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

- (1) 業務内容の詳細については、提案内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 本事業は観光庁が令和3年度に実施する「令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用する。このため、受託事業者は本指示書及び、観光機構より別途指示する観光庁が示す要綱に沿った業務遂行とすること。尚、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

#### 16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業の受託者選定以外の目的には提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお、公表にあたっては事前に提案者に通知するものとする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (5) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。

以上